

# 平成25年監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成25年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会  
員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理を行  
っていただきますようお願いいたします。

## 【監督実施状況】

平成25年に当署の労働  
基準監督官が事業場を臨  
検する等により定期監督  
等を実施した事業場は1  
192件でした。このう  
ち何らかの法違反が認め  
られ是正勧告等を行った  
事業場は942件で、違  
反率は79・0%でした。  
前年の違反率73・6%と  
比べると違反率が5・4  
ポイント増加しました。  
なお平成25年は、前年に  
比べて81件監督件数が増  
加しましたが、これは主  
に商業のほか、接客娯楽  
業を対象に集中的な監督  
指導を実施したためです。  
労働安全衛生法違反が

認められ、労働災害の急  
迫した危険があるため、  
対象物件の使用停止命令、  
機械設備の補修取替え等  
の変更命令、当該危険箇  
所への立入禁止命令、当  
該作業の停止命令などの  
行政処分を行ったものは  
38件あり、前年の34件と  
比べて4件増加しました。  
挟まれ・巻き込まれのお  
それのある機械や、墜落  
危険箇所に対する命令が  
増加したのが特徴です。

### ○法違反の状況

主要な法違反の状況を  
見ると、違反件数は、労  
働基準法関係では、36協  
定の未締結や不適切運用  
などの労働時間に関する

ものが397件と最も多  
く、次いで賃金不払残業  
や割増賃金の単価不足な  
どの割増賃金に関するも  
の246件、就業規則の  
未作成、未届出などに關  
するもの173件、労働  
条件通知書の未交付や項  
目漏れなどの労働条件の  
明示に関するもの194  
件の順となっています。  
前年と比べて、特に労働  
時間に関する違反は38件、  
就業規則に関する違反は  
30件、労働条件の明示に  
関する違反は64件も増加  
しました。

労働安全衛生法関係では、  
一般健康診断や有害  
物にかかる健康診断の未  
実施に関するものが33

7件、次いで機械の安全  
装置不備や墜落防止対策  
の未実施などの安全基準  
に関するもの180件、  
フォークリフト、クレー  
ン、動力プレス、乾燥設  
備、局所排気装置などの  
定期自主検査に関するも  
の88件、局所排気装置の  
未設置、有害物に関する  
表示なし、防じんマスク  
の未着用などの衛生基準  
に関するもの88件、衛生  
管理者の未選任に関する  
もの77件、足場、型枠、  
掘削、動力プレス、乾燥  
設備などの作業主任者の  
未選任やその職務未実施  
などに関するもの73件  
の順となっています。前年  
と比べ、安全基準に関す  
る違反は21件、安全衛生  
委員会等に関する違反は  
20件、健康診断に関する  
違反は81件増加しました。  
これは、本年度が第12次  
労働災害防止計画の初年  
度であり、安全衛生体制  
の確立や、商業・接客娯  
楽業などの第3次産業に  
おける労働災害防止の観

点で行政指導を行ったた  
めです。

### ○現状と問題点、今後の 指導方針

平成25年は、アベノミ  
クス効果により、製造業  
や建設業を中心に生産量  
や工事量の増加が顕著と  
なり、これに伴い労働時  
間の増加や有給休暇の取  
得率の低下が認められ、  
特に建設業では、人手や  
材料の不足から長時間労  
働が顕在化しています。

また、9月1日の全国一  
斉相談、「ブラック企業」  
が流行語として浸透、労  
働基準監督署を舞台とし  
たテレビドラマの放映な  
どの影響で、個別の事業  
場における過重労働や賃  
金不払残業解消に関する  
当署への相談や投書、厚  
生労働省への情報メール  
が大幅に増加しました。  
このため、労務管理に  
問題があるおそれのある  
個別事業場に限らず、長  
時間労働や過重労働によ  
る健康障害のおそれのあ

# 平成 25 年 監督実施状況及び措置状況

名古屋北労働基準監督署

業種	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率(%)	使用停止等処分事業場数	違反状況(労働基準法・最低賃金法)									違反状況(労働安全衛生法)									じん肺法定期健康診断		
					労働条件の明示	賃金不払	最低賃金効力	労働時間	割増賃金	就業規則	労働者名簿	賃金台帳	安全管理者	衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会等	安全基準	衛生基準	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定		健康診断	計画の届出
製造業	303	238	78.5	26	25	14	16	91	43	31	0	7	4	20	62	18	95	74	74	22	23	28	91	3	15
建設業	155	120	77.4	8	3	3	0	16	11	3	0	2	0	1	7	1	50	12	1	1	0	0	9	7	0
運輸交通業	96	85	88.5	0	16	9	2	60	13	6	0	5	3	6	0	9	12	1	5	0	2	0	34	0	0
商業	293	225	76.8	2	76	49	8	105	69	59	5	58	1	10	3	12	9	0	5	0	4	0	83	0	0
保健衛生業	45	42	93.3	0	9	10	2	21	19	15	1	9	0	6	0	4	0	1	1	0	0	0	20	0	0
接客娯楽業	90	78	86.7	0	41	12	1	38	16	22	0	19	1	6	0	3	2	0	0	0	0	0	48	0	0
その他の事業	111	81	73.0	0	14	9	1	36	31	19	0	12	0	15	0	12	0	0	0	1	0	0	31	0	0
上記以外の業種	99	73	73.7	2	10	10	0	30	44	18	3	43	1	13	1	2	12	0	2	0	1	0	21	0	0
合計	1,192	942	79.0	38	194	116	30	397	246	173	9	155	10	77	73	61	180	88	88	24	30	28	337	10	15

※複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。

(件)

る業種に対する監督指導を平成26年も継続して実施します。

## ○その他

定期監督等とは、労働基準行政運営方針に基づき対象事業場を選定し、労働関係法令の遵守を目的に一般労働条件の確保、労働災害防止を図るため計画的に行う定期監督と労働災害の発生を契機として随時に行う災害時監督、災害調査のことです。定期監督は、個別の情報を契機とすることもありますが、多くは、労働基準行政の重点課題を踏まえ、過去の違反状況や法定届出の提出状況などを参考に、その対象事業場を選定しています。定期監督等の結果、問題が認められた場合は、原則として是正勧告や使用停止命令などを行い、改善をお願いすることになります。改善がない、あるいは同じ違反を繰り返す悪質な事業者に対しては、司法処分を行うな

ど厳正な対処をします。

## 【申告処理状況】

申告とは、事業場が労働関係法令に違反している事実を労働者が労働基準監督機関に申し立てることをいいますが、その多くは労働者自身の権利救済を目的に行われます。申告を受けて労働基準監督官は、申告処理を行うため、事業場を臨検し、又は事業主や労働者の出頭を求めて法違反の有無を調査し、違反が認められた場合には、是正勧告などにより改善を求めます。

平成25年の申告処理件数は410件と、前年と比べ36件減少しました。過去、申告処理件数は景気の動向と連動しており、このことから平成25年は前年より景気回復基調にあることがうかがえます。

## ○業種別件数

申告事案を業種別にみると、前年同様に接客娯楽業が92件と最も多く、

次に商業の68件となっています。当署は、中区、東区などの繁華街を管轄に持つことから、非工業的業種が過半数を占めています。特に飲食店は興亡が激しく、経営者が労働関係法令に疎い場合も見受けられます。

## ○申告内容

申告事案のうち、最も多い賃金不払事案は減少して304件となりましたが、全体の約4分の3を占めています。次いで、解雇に関するものが58件となつていますが、賃金不払とは逆に17件増加しています。これは、労働者個人の知識及び権利意識の向上が影響しているものと思われれます。申告処理件数と申告内容については、前年と比べ減少していますが、事実上の事業廃止に伴う賃金の立替払制度の申請件数に減少傾向は認められません。